

「総ぐるみ」新聞

NPO総ぐるみ福祉の会

所在地：「京急ニュータウン」バス終点 徒歩2分

住所 横浜市港南区日限山4-39-19 日限山ハイツ201号室
電話 045-846-8850 FAX 045-370-7272

どんな介護保険サービスが受けられるのか（宮崎浩子）

前号では「要支援2」の認定通知が来たところまでお話しました。では具体的にどんな介護保険サービスが受けられるのか、今号では私の体験を含め、介護保険サービスの利用の仕方についてお話しましょう。

「要支援」と「要介護」の違い

介護保険サービスというのは、認定を受けたからといって、NPO総ぐるみ福祉の会のような介護事業所に電話をかけて「お宅の介護サービスを利用したいから、明日からヘルパーさんを寄越して、身体介護や家事援助をやってください」というような訳にはいきません。

介護サービスを利用する手順は「要介護1〜5」の認定を受けた方と「要支援1・2」の認定を受けた方では異なります。私のように「要支援1・2」の認定を受けた人は、自分の住む地域を担当する地域包括支援センターに介護予防ケアプランの作成を依頼することになります。

また「要介護1〜5」の方はケアマネにケアプランの作成を依頼し、サービス事業者と契約しますが、この場合、包括支援センターにケアマネを探す相談をすることも可能です。

「日限山地域ケアプラザ」に依頼

私の住所は港南区日限山ですので、具体的な地域包括支援センターは「日限山地域ケアプラザ」（電話827・1870）になります。ここは前号で述べた私の介護保険認定申請のお世話になったセンターなので、早速、連絡を取り「介護予防ケアプラン」を作成してもらいました。

ここからは全く個人的な話になりますが、担当の主任ケアマネジャー・Kさんと何度か話し合いを重ねた結果、私にはリハビリが必要であり、介護保険で、施設に通う「通所リハビリテーション（デイケア）」か、自宅で

利用できる「訪問リハビリテーション」が利用できることが分かりました。

ただし私は現在治療通院中の病院でのリハビリ（後期高齢者医療保険による）を希望していますので、リハビリとしては介護保険サービスを利用しないことになりました。

「訪問介護」と「生活援助」の利用は？

「要支援1・2」の認定を受けた人が自宅で利用できるサービスには、ヘルパーに来てもらう「訪問介護」等があります。ただし、これらは「利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない」場合などに利用できるとなっています。

本日はヘルパーさんに来てもらい、家事をお願いしたかったのですが、私の場合、足の怪我が快方に向かっているため、また幸い（？）私以上に家事のできる夫がいるため、これらのサービスは受けられません。

では、ほかにどんなサービスが受けられるのでしょうか（次ページに続きます）。

◎介護認定の仕方、介護保健サービスの受け方などのご相談に応じます。どんなことでも結構ですので、お気軽にご相談・お電話ください。NPO総ぐるみ福祉の会(Tel 045-846-8850)へどうぞ。

いぶき会展で「手芸」の作品が好評でした

作品を毎週月・火「こぶし」で販売しています



去る10月17日～19日の三日間、西洗港南プラザ自治会館で開かれた日限山いぶき会と西洗自治会福祉文化部共催の「いぶき会展」に当会のたまり場「こぶし」の「手芸」の皆さんによる作品を展示しました(写真上)。

展示品は布ぞうり、手袋(指先が出ているため、手袋をしたままスマホが使えます)、靴下、帽子、マスク、バッグなど実用性に富む作品が多く「ぜひ売ってほしい」との声が多数寄せられましたので、毎週月・火に開かれる「手芸」の開催時間に「こぶし」で販売することになりました。

皆様のお越しをお待ちしています。

残念ながら「男の料理」と「麻雀」は中止します

10月から従来の「手芸」「古典を楽しむ会」「短歌の会」「囲碁」「麻雀」「男の料理」「パソコン勉強会」と、水曜日を除くは毎日開催中のたまり場「こぶし」の活動ですが、今月中旬より新型コロナウイルスの感染者数が急増してきましたので

「男の料理」と「麻雀」は中止することになりました。また、会場も「3密」を避けるため換気や消毒の徹底はもちろんのこと、飛沫防止パーティションを設置するなど感染防止に一層の努力をしていますので、ご協力をお願いいたします。

(前ページから続く)

「バリアフリー」改造ができました

Kさんと何度か話し合いを重ねた結果、私を利用できるサービスは「介護予防住宅改修」と「介護予防・生活支援サービス補助事業・通所型支援」「自費送迎」の三つとなり、それに基づいた「介護予防ケアプラン」を策定してもらいました。このうち「介護予防・生活支援サービス補助事業・通所型支援」とは「こぶし」活動に参加できること、「自費送迎」とは、当会などが実施している車による通院等が自費で可能なことです。

今回、私にとって最大のメリットとなったサービスは「介護予防住宅改修」です。これは、自宅で生活を続けられるように、手すりを付けたり、ドアを引き戸に取り替えるなどの住宅の改修を行った場合、20万円を限度に払った金額の一部が払い戻されるという制度です。建築年数の古い我が家には、玄関の石段や二階への階段の手すりもなく危ない思いをしていましたが、格安でバリアフリー改造ができました。

この上は、安全になった我が家で一日も早く元の元気を取り戻したいと思っています。なお、以上述べたのはあくまでも個人的な体験であり、受けられるサービスは、ひとり一人異なることを付記しておきます。

たまり場「こぶし」は3密を避けるため入室制限する場合があります。ご了承ください